高農政第332号令和7年10月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名(市町村コード)		高島市	
	(252123)		
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 下出地区		
		(下出)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月2日	
		(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。	
令和6年度からアグリサポート高島に耕作を依頼し、将来的	りにはほとんどの農地を任すことになるが、水の管
理、除草作業等の維持管理の課題が残る。	

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法は担い手に一任する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		11.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

; ;	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
ſ	(1)農用地の集積、集約化の方針
L	農地中間管理機構への貸付を進め、担い手(認定農業者、農業法人)への農地の集積、集約化を図る。
ŀ	(2)農地中間管理機構の活用方針
	中間管理機構を活用し、担い手が耕作しやすいよう集約化を進め、団地面積を拡大していく。
ŀ	(3)基盤整備事業への取組方針
•	助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。
ľ	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相 談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	今後、必要に応じて、除草作業、水利管理の委託を検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 □
	【選択した上記の取組方針】 ①目撃及び被害発生箇所の把握により、点検図の作成、侵入防止柵と檻の設置に努め被害の最小化に取り組む。 8中山間地域等直接支払制度を活用して農道や水路及び獣害防止柵等を共同活動により保全、管理する。
L	